

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(建設局分)(令和7年10月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	路政課	228-7417	府道大阪中央環状線ほか道路情報表示装置主制御機設備改修業務	岩崎電気(株) 近畿営業所	4,950,000	R7.10.10	<p>道路情報表示装置は、路政課に設置の主制御機から現場に設置の道路情報表示板へ電話回線を使って信号を送り、信号を変換して道路情報(文字)を表示するものであり、本業務はこの道路情報表示装置内の主制御機を設備改修することで、道路情報表示板に情報を正常に表示させることを目的とするものである。</p> <p>当該目的を達成するためには、道路情報表示装置を製造した当該業者により主制御機及び道路情報表示板の電気回路設計及び制御プログラムに適合させる必要があり、当該主制御機を製造した当該業者独自の、高度かつ詳細な知識が必要不可欠であるため、当該業者以外の者による適正な履行が見込めず、契約の性質および目的が競争入札に適しない。</p> <p>当該装置の詳細な知識や技術のない当該業者以外の者が本業務を履行しようとすると、正常な動作を保証できないことから、不具合が起きる可能性が高い。その結果、道路の冠水や通行止め等の交通情報に加え、津波警報等の災害情報を市民に伝えることができず、二次災害が発生する等、市民の安全に多大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該装置の詳細な知識等を有する、当該装置を製造、設置した岩崎電気株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
2	法定外公共物課	228-7093	法定外公共物管理台帳作成業務	国際航業(株) 大阪支店	5,907,000	R7.10.24	<p>本業務は、長挟物(譲与物件)情報、境界確定情報、使用許可情報を最新の情報に更新するものであり、当該目的を達成しつつ、今後も当該システムを継続して安定的かつ円滑に運用するためには、既存のデータとの整合性の確保等、当該システムの設定にかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に、当該システムの設定に係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとすると、システム設定の誤りや漏れ、工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる各業務の遅延が発生し、法定外公共物課で提供する市民サービス全般に重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できるものは、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である国際航業株式会社大阪支店以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	